

平成三年法律第九号

国家公務員の育児休業等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 育児休業（第三条―第十一条）
- 第三章 育児短時間勤務（第十二条―第二十五条）
- 第四章 育児時間（第二十六条）
- 第五章 防衛省の職員への準用等（第二十七条）
- 第六章 雑則（第二十八条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、育児休業等に関する制度を設けて子を養育する国家公務員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「職員」とは、第二十七条を除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する国家公務員をいう。

2 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

3 この法律において「各省各庁の長」とは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第三条に規定する各省各庁の長及びその委任を受けた者をいう。

第二章 育児休業

（育児休業の承認）

第三条 職員（第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員、臨時的に任用された職員その他のその任用の状況がこれらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。以下同じ。）を養育するため、当該子が三歳に達する日（常時勤務することを要しない職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で人事院規則で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日）まで、育児休業をすることができ。ただし、当該子について、既に二回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しない職員を除く。）が当該子についてする育児休業（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものと及び二回目のもの

二 任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き任職する者と同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児休業の期間の延長）

第四条 育児休業をしている職員は、任命権者に対し、当該育児休業の期間の延長を請求することができる。

2 育児休業の期間の延長は、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 前条第二項及び第三項の規定は、育児休業の期間の延長について準用する。

（育児休業の効果）

第五条 育児休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

（育児休業の承認の失効等）

第六条 育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 任命権者は、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったことその他人事院規則で定める事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。

（育児休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第七条 任命権者は、第三条第二項又は第四条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間（以下この項及び第三項において「請求期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によつて当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年（第四条第一項の規定による請求があつた場合には、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年）を超えて行うことができない。

一 請求期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員に当該任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が請求期間に満たない場合には、当該請求期間の範囲内において、当該任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、当該任期中、他の官職に任用することができる。

6 第一項の規定により臨時的任用を行う場合には、国家公務員法第六十条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第八条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第十九条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 給与法第十九条の七第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整）

第九条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（育児休業をした職員についての国家公務員退職手当法の特例）

第十条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児休業をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての国家公務員退職手当法第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

（育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止）

第十一条 職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

第三章 育児短時間勤務

（育児短時間勤務の承認）

第十二条 職員（常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員その他これらに類する職員として人事院規則で定める職員を除く。）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する官職を占めたまま、次の各号に掲げるいづれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、人事院規則で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間法第六条第一項に規定する週休日という。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき三時間五十五分勤務すること。

二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき四時間五十五分勤務すること。

三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき七時間四十五分勤務すること。

四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき七時間四十五分、一日については一日につき三時間五十五分勤務すること。

五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から二十四時間三十五分までの範囲内の時間となるように人事院規則で定める勤務の形態

2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、人事院規則の定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一年以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。

3 任命権者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児短時間勤務の期間の延長）

第十三条 育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）は、任命権者に対し、当該育児短時間勤務の期間の延長を請求することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、育児短時間勤務の期間の延長について準用する。

（育児短時間勤務の承認の失効等）

第十四条 第六条の規定は、育児短時間勤務の承認の失効及び取消しについて準用する。

（育児短時間勤務職員の並立任用）

第十五条 一人の育児短時間勤務職員（一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分から十九時間三十五分までの範囲内の時間である者に限る。以下この条において同じ。）が占める官職には、他の一人の育児短時間勤務職員を任用することを妨げない。

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六條の二第決定する 二項並びに第 八條第四項、 第五項、第七 項及び第八項		決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第九條の二第勤務時間 四項、第十六 條第三項、第 十七條及び第 十九條の第三 項	育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第十二條第二 項	育児休業法第十二條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第十六條第一 項	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第十六條第四 項	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第十六條の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九條に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	
第十九條の四 項	俸給の月額を算出率で除して得た額	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	

第七條決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（次項において「算出率」という。）を乗じて得た額とする	第七條相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と	
（育児短時間勤務職員についての国家公務員退職手当法の特例） 第二十条 国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七條第四項の規定については、育児短時間勤務をした期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。 2 育児短時間勤務をした期間についての国家公務員退職手当法第七條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。 3 育児短時間勤務の期間中の国家公務員退職手当法の規定による退職手当の計算の基礎となる俸給月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき俸給月額とする。	（育児短時間勤務を理由とする不利益取扱いの禁止） 第二十一条 職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けない。 （育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務） 第二十二条 任命権者は、第十四条において準用する第六条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の人事院規則で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、人事院規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する官職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十五条から前条までの規定を準用する。 （育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用） 第二十三条 任命権者は、第十二条第二項又は第十三條第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、人事院規則で定めるところにより、当該請求に係る期間を任期の限度として、当該請求をした職員が育児短時間勤務をすることにより処理することが困難となる業務と同一の業務を行うことをその職務の内容とする常時勤務を要しない官職を占める職員を任用することができる。この場合において、国家公務員法第六十条の二第三項の規定は、適用しない。 2 第七條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）について準用する。 （任期付短時間勤務職員についての給与法の特例） 第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第六條の二決定する 第一項	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十五條の規定により読み替えられた勤務時間法第五條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする	
第六條の二決定する 第二項並びに第八條第四項、第五項、第七項及び第八項	第九條の二勤務時間法 第四項、第十六條第三項、第十七條及び第十九條の第三項	
第十二條 第二項 第二号	育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）	
第十六條 第一項	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする	
第十六條 第四項	要しない。ただし、当該時間が育児休業法第二十四條の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第十九條に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から百分の百（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を減じた割合を乗じて得た額とする	
第十九條 第三項	第八條第四項から第十條の四、第十一條、第十一條の二、第十一條の五から第十一條の七まで、第十一條の九、第十一條の十、第十一條の二及び第十四條	
定年前再任用 短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員	

第二十二條の規定による勤務をしている職員が検察官の俸給等に関する法律附則第五條第一項の規定の適用を受ける場合における第二十二條の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第三條第一項」とする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

第四條 第二十七條第一項において準用する第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「ここに、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数乗じて得た額とする」ととする。

第二十七條第一項において準用する第二十二條の規定による勤務をしている職員が防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定の適用を受ける場合における第二十七條第一項の規定の適用については、同項の表第二十二條の項中「及び第二十七條第二項」とあるのは、「第二十七條第二項及び附則第四條第一項」とする。

附則（平成六年六月一日法律第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年三月二日法律第五十一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年七月七日法律第八三號）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年八月一三日法律第一二三号）抄

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年二月二五法律第一四一號）抄

(施行期日等)
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

ら施行する。

一 第一条中一般職の職員との給与に関する法律（以下「給与法」という。）第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の二の三の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。）並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日
（人事院規則への委任）

附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則（平成一二年五月一二日法律第五八号）抄

（施行期日）
この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年二月七日法律第一四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第一条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「新育児休業法」という。）第三条第一項の規定による育児休業をするため、新育児休業法第三条第三項の規定による承認又は新育児休業法第四条第三項において準用する新育児休業法第三条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新育児休業法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「旧育児休業法」という。）第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員（この法律の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）に対する新育児休業法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧育児休業法第三条第一項の規定による育児休業（当該職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。）は、新育児休業法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧育児休業法第四条第三項において準用する旧育児休業法第三条第三項の規定により承認を受けた育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に職員が当該育児休業をしている場合に限り、新育児休業法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

4 前三項の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、第一項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第一項」と、第二項中「第三条第三項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第十三条において準用する新育児休業法第三条第三項」と、第四項又は第四條第一項とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四条第三項」と、「第三条第二項又は第四條第一項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第二項又は第四條第一項」と、第二項中「第三条第一項」とあるのは「第十三条において準用する旧育児休業法第三条第一項」と、「第三条第一項ただし書」と、前項中「第四条第三項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第三条第一項ただし書」と、「第四条第二項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四条第三項」と、「第四条第二項」とあるのは「第十三条において準用する新育児休業法第四条第二項」と読み替えるものとする。

附則（平成一四年一月二二日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等）

10 平成十五年六月一日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当及び期末特別手当に関する前項の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律第七條の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは、「三箇月以内」とする。

附則（平成一五年五月一日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一七年一月七日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年二月二二日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月一六日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下この条において「新法」という。）第九条（新法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、育児休業をした職員がこの法律の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一月三〇日法律第一一八号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二六日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項（同条第一項の準用に係る部分に限る。）並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後において第三条の規定による改正後の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「新国家公務員育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をするため、新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認又は新国家公務員育児休業法第十三条第二項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「旧国家公務員育児休業法」という。）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四十一号）第二条第二項に規定する職員にあっては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあっては当該特定独立行政法人の長が定める内容）の新国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

3 前二項及び次条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、第一項中「第十二条第一項」と

あるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第三項」とあるのは、「新国家公務員育児休業法第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第三項」と、「第十三条第二項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十三条第二項」と、「第十二条第二項又は第十三条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第二項又は第十三条第一項」と、前項中「第十二条第一項」とあるのは「第二十七条第一項において準用する旧国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、「人事院規則で定める内容（国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員にあつては農林水産大臣が定める内容、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員にあつては当該特定独立行政法人の長が定める内容」とあるのは「政令で定める内容」と、「新国家公務員育児休業法第十二条第一項」とあるのは「新国家公務員育児休業法第二十七條第一項において準用する新国家公務員育児休業法第十二条第一項」と、次条中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（人事院規則への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二十一年五月二十九日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年六月三日法律第四四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 平成二十二年四月一日

イ及びロ 略

ハ 附則第八条の規定（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七條第一項の表第八條第一項の項の改正規定中「又は第二十五條第三項」を「第二十五條第三項又は第二十五條の二第三項」に改める部分及び同表第十二條第一項の項の改正規定中「受けている者」の下に「、自衛隊法第二十五條第五項の教育訓練を受けている者」を加える部分に限る。）及び附則第九条の規定（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四條第一項の改正規定中「自衛官」の下に「、自衛官候補生」を加える部分を除く。）

三 次に掲げる規定 平成二十二年七月一日

イ及びロ 略

ハ 附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）

附 則（平成二十二年一月三〇日法律第八六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七條第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項か

ら第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三條第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三條第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六條第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七條第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四條の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級		号俸
	一級	二級	
行政職俸給表（一）	一級	二級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	三級	一号俸から二十四号俸まで
	三級		一号俸から八号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	二級	一号俸から六十八号俸まで
	二級	三級	一号俸から三十二号俸まで
	三級		一号俸から四十号俸まで
専門行政職俸給表	一級	二級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	三級	一号俸から二十四号俸まで
	三級		一号俸から八号俸まで
税務職俸給表	一級	二級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	三級	一号俸から二十四号俸まで
	三級		一号俸から八号俸まで
公安職俸給表（一）	一級	二級	一号俸から四十四号俸まで
	二級	三級	一号俸から三十二号俸まで
	三級		一号俸から十六号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	二級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	三級	一号俸から二十四号俸まで
	三級		一号俸から八号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	二級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	三級	一号俸から二十四号俸まで
	三級		一号俸から八号俸まで

海事職俸給表（二）	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
	一級	一号俸から六十四号俸まで
教育職俸給表（一）	二級	一号俸から四十四号俸まで
	一級	一号俸から三十二号俸まで
	二級	一号俸から十二号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から四十四号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から十二号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から三十二号俸まで
	二級	一号俸から五十二号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
医療職俸給表（三）	四級	一号俸から四号俸まで
	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から四十号俸まで
福祉職俸給表	三級	一号俸から十六号俸まで
	二級	一号俸から四号俸まで
	三級	一号俸から四号俸まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

（人事院規則への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に関し必要事項は、人事院規則で定める。

附 則 （平成二十一年二月三〇日法律第九三三） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二十二年二月三〇日法律第五三三） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十一月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関

する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二條及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六條第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二條の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四條の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	行政職俸給表（一）		職務の級	号俸
	一級		一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級		二級	一号俸から六十四号俸まで
行政職俸給表（二）	三級		三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級		四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級		五級	一号俸から二十四号俸まで
行政職俸給表（三）	六級		六級	一号俸から十六号俸まで
	七級		七級	一号俸から四号俸まで
	一級		一級	一号俸から百八号俸まで
行政職俸給表（四）	二級		二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級		三級	一号俸から六十四号俸まで
	四級		四級	一号俸から三十六号俸まで
行政職俸給表（五）	五級		五級	一号俸から二十号俸まで
	一級		一級	一号俸から八十号俸まで
	二級		二級	一号俸から四十八号俸まで
専門行政職俸給表	三級		三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級		四級	一号俸から二十号俸まで
	五級		五級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級		一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級		二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級		三級	一号俸から四十八号俸まで

公安職俸給表 (一)	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
公安職俸給表 (二)	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表 (一)	一級	一号俸から六十九号俸まで
	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表 (二)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十二号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
教育職俸給表 (一)	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から五十六号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
	五級	一号俸から十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
教育職俸給表 (二)	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から五十六号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
	五級	一号俸から十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十八号俸まで
	七級	一号俸から十二号俸まで
	八級	一号俸から八号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
医療職俸給表 (一)	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十二号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで

医療職俸給表 (三)	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
福祉職俸給表	六級	一号俸から二十八号俸まで
	七級	一号俸から十二号俸まで
	八級	一号俸から八号俸まで
	九級	一号俸から四号俸まで
	十級	一号俸から四号俸まで
	十一級	一号俸から四号俸まで
	十二級	一号俸から四号俸まで
	十三級	一号俸から四号俸まで
	十四級	一号俸から四号俸まで
	十五級	一号俸から四号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から十六号俸まで
	二級	一号俸から十六号俸まで
	三級	一号俸から十六号俸まで
	四級	一号俸から十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から十六号俸まで
	九級	一号俸から十六号俸まで
	十級	一号俸から十六号俸まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）

第五条

2 育児休業法第十三条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額額は、当該号俸に応じた額に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第二十五條の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成二十二年一月三〇日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

附 則（平成二十二年二月三日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月二六日法律第一〇〇号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く）」に改める部分に限る。）並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

附 則（平成二十五年六月二二日法律第五二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一一月二二日法律第七七号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一八日法律第二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十六年一一月一九日法律第一〇五号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年一一月二八日法律第一三五号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年九月二二日法律第六二二号）抄

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二八年一月二六日法律第一号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三日法律第六三三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一一月二四日法律第八〇号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第四条及び第九条並びに附則第四条及び第六条から第十条までの規定 平成二十九年一月一日

(人事院規則への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二 略

三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五条、第十六条及び第二十三条から第二十五条までの規定 平成二十九年十月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二九年二月一五日法律第七七号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二二日法律第六一号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和四年四月一三日法律第一九号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。